

2 河川管理者の許可

河川水の使用にあたっては、河川法（昭和39年）第23条の許可を受ける必要があります。

河川法第23条
河川の流水を占用しようとする者は、省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

[旧河川法（明治29年）]

第18条

「河川の敷地若しくは流水を占用せんとする者は地方行政庁の許可を受くべし」

[みなし規定]（農業用水の慣行水利権）

旧河川法施行規程（明治29年）第11条

「河川法施行の際に現存するものは河川法の許可を受けたものとみなす」

法律施行時点に取水行為が行われていた場合は、許可を受けたものと同様の取り扱いを受けることができることとなります。

現行河川法施行法第20条第1項

「旧河川法（明治29年）第18条の許可を受けていたもの、第18条の許可を受けたとみなされるものについては、河川法の許可を受けたものとみなす」

上記の「許可を受けたとみなされるもの」については、河川法第88条により届出が必要となります。

[河川の流水の占用]

ある特定目的（農業用、工業用、水道用、発電用等）を達成するために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物である河川の流水を排他的・継続的に使用すること。

[河川管理者の許可] 新規の場合

(1) 国土交通大臣

特定水利使用に係るもの

イ 発電のためにするもの。

ロ 水道のためにするもので、1日最大2,500m³以上又は給水人口が1万人以上の取水。

ハ 鉱工業用水道のためにするもので、1日最大2,500m³以上の取水。

ニ かんがいのためにするもので、一秒につき最大1m³以上の取水又はかんがい面積が300ha以上のもの。

[吉野川水系の水利権許可の現状]

一級水系吉野川は、幹線流路延長194km・流域面積3,750km²(四国4県にまたがっています)の大河川で祖谷川、銅山川などその支川の一級河川の数356河川あり、これら河川の水利権の許可の状況は別表のとおりです。

一級河川における流水占用の処分に係る取水量等調

(平成12年4月30日現在)

水系名	区間名	発電			水道用水			鉱工業用水			かんがい用水						その他			
		件数	使用水量		件数	最大取水量	給水人口	件数	最大取水量	許可			慣行			件数	最大取水量			
			最大取水量	常時						最大	最大取水量	かんがい面積	届出件数	最取水	大量			かんがい面積		
		m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s	千人	m ³ /s	m ³ /s	ha	件数	最大取水量	かんがい面積	届出件数	最取水	大量	かんがい面積	件数	最大取水量		
一級河川	指定区間外	6	152.600	45.990	152.600	(11) 15	(6.762) 7.494	1,460	(5) 7	(15.760) 16.831	(5) 18	(16.841) 45.093	(15) 42,579	139	16	10.567	135	1,026	3	0.057
吉野川水系	指定区間	26	227.624	49.644	337.624	(4) 28	(0.052) 0.208	46	(1) 1	(0.650) 0.650	(1) 22	(0.248) 4.386	(290) 1,123	1,187	30	2.627	72	283	13	6.353
	計	32	380.224	95.634	490.224	(15) 43	(6.814) 7.702	1,506	(6) 8	(16.410) 17.481	(6) 40	(17.089) 49.479	(305) 43,702	1,326	46	13.194	207	1,309	16	6.410

(記入要領)

- 1 本表は、一級水系流水占用について水系毎に記載するものとする。
- 2 本表は、調査時点における流水占用処分に係るすべての取水量等を記入すること。
- 3 取水量は小数点第4位を切り上げ、小数点第3位まで、かんがい面積は小数点第1位を切り上げて整数で記入すること。
- 4 かんがい用水の最大取水量は、代播き期等の年間のうちで最大の取水量とすること。
- 5 ダム補給(不特定補給分を除く)に係る件数及び取水量を上段(カッコ)内書きで記入すること。

出典先：国土交通省資料